

○地域交流センターはくあい利用規程

令和元年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地域交流センターはくあい(以下「センター」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 休館日は、次のとおりとする。ただし必要に応じ変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (4) 地域交流センターはくあい運営会議 (以下「運営会議」という)が必要と認められた日

(利用時間)

第 3 条 センターの利用時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。

- 2 前項に定める利用時間は、理事長の承認を得て変更することができる。

(施設)

第 4 条 利用できるセンターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 大ホール
- (2) 会議室
- (3) 相談室 1
- (4) 相談室 2

(利用の申込み)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、利用期日の 1 か月から 7 日前までに、理事長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(利用料)

第 6 条 利用の許可を受けた者は、理事長が別表に定める利用料を納付しなければならない。

(利用料の減免)

第 7 条 利用料は、理事長が別に定めるところにより減免することができる。

(利用料の還付)

第 8 条 既納の利用料は還付しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めた

場合は、この限りでない。

(利用の優先順位)

第9条 センター利用の優先順位は、相談室1・2以外は原則として申込み順とするが次の場合は、次の団体・行事を優先する。

- (1) 社会福祉法人池田博愛会
- (2) 箸蔵地区の各種団体の会議
- (3) 三好市又は三好市教育委員会の行事
- (4) 三好市社会福祉協議会の行事
- (5) 全国・徳島県社会福祉法人経営者協議会の行事
- (6) みよし地域福祉事業所連絡協議会の会議及び行事
- (7) 三好市内の各種団体の会議
- (8) その他理事長が認める行事

(禁止行為)

第10条 入館者及び利用の許可を受けた者(以下「入館者等」という。)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行事を行うこと
- (2) 反社会的勢力(警察庁平成24年1月18日「組織犯罪対策要綱」による第7(ア)から(キ)をいう)又はこれに類する団体又は個人が利用並びに立入ること
- (3) 利用の許可を受けた施設を第三者に転貸すること
- (4) 原則として施設内での飲食・飲酒及び喫煙。但し、理事長の承認を得た場合はその限りではありません。
- (5) 特定の政治活動または宗教的集会。
- (6) その他センターの運営上不適当と認められること

(許可の取消し等)

第11条 利用の許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消し又は利用を制限することがある。

- (1) この規程に違反したとき
- (2) センターの業務に支障があるとき
- (3) 施設等の管理上支障があるとき
- (4) その他理事長が不適当と認めたとき

(遵守事項)

第12条 利用者等は、センターの施設等及び附属設備の保全に留意し、理事長の指示する事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用にあたり、理事長の指示に従うこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものであること。
- (3) 特別の設備を設置し若しくは現状を変更しようとするときは、予め理事長

の許可を受けること。なお、利用を終わったときは、速やかに現状に復し、担当者の確認を受けること。

- (4) 許可なく貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 団体等で利用するときは、責任者を設けること。
- (7) センターを汚染するおそれのあるものは、担当者の指示に従うこと。
- (8) 施設を利用する際に出たゴミは、各団体で持ち帰ること。
- (9) 駐車場を利用する場合は、事前に利用台数を報告すること。
- (10) 三好市の敷地を利用する場合は、各団体で三好市に借用願いを提出すること。
- (11) 事故等緊急の場合には、施設内の法人職員に連絡すること。

(利用の制限)

第14条 理事長は、利用者等が前条に定める遵守事項を守らない場合には、利用を断り又は退館させることがある。

(損害賠償)

第15条 利用者等が、センターの施設等及び附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 駐車場及び建物内での盗難・事故については、当法人は一切の責任を負いません。

(施行の細目)

第16条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表

地域交流センターはくあい 利用料金						
		利用1時間当たり単価				
曜日区分	時間区分	団体区分	大ホール	会議室	相談室	
1 平日	昼間 9時～17時 (1時間当たり)	1 箬蔵地区の個人・団体等で営利目的以外	550	220	220	
		2 三好市内の個人・団体等で営利目的以外	1,100	550	550	
		3 上記以外及び営利目的等	3,300	1,100	1,100	
	2 夜間 17時～20時 (1時間当たり)	1 箬蔵地区の個人・団体等で営利目的以外	550	220	220	
		2 三好市内の個人・団体等で営利目的以外	2,200	1,100	1,100	
		3 上記以外及び営利目的等	5,500	2,200	2,200	
3 土・日 祝祭日 年末年始	昼間 9時～17時 (1時間当たり)	1 箬蔵地区の個人・団体等で営利目的以外	550	220	220	
		2 三好市内の個人・団体等で営利目的以外	2,200	1,100	1,100	
		3 上記以外及び営利目的等	5,500	3,300	3,300	
	4 夜間 17時～20時 (1時間当たり)	1 箬蔵地区の個人・団体等で営利目的以外	1,100	550	550	
		2 三好市内の個人・団体等で営利目的以外	3,300	2,200	2,200	
		3 上記以外及び営利目的等	11,000	5,500	5,500	